

2025年12月26日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」
に対する意見について

2025年12月5日付で意見募集が開始された標題命令案について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申しあげます。

以上

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見

【総括】意見提出の趣旨

- 今般の「命令案」については、対面の本人確認方法について、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等リスクを踏まえた対策として、写真付き本人確認書類の提示はICチップ付きのものに限定し、当該ICチップ情報の読み取りを必須とすることや、一部の本人確認方法を廃止する等の改正と認識している。
- 当協会の意見は、改正案で示された、各種本人確認方法における取扱いを明確化すべきと考えられる事項の確認、顧客影響や銀行実務の観点を踏まえた本人確認方法の一部許容および施行日からの経過措置期間の設定等を求める内容としている。

No.	項目	意見等
1	第5条および第6条第1項第1号イ・ロ	対面でのICチップ読み取り機が停電または機器故障により利用できない場合、法令に定める本人確認を特定事業者として履行できない。この場合、犯収法第5条により特定事業者が特定取引等に係る義務の履行を拒むことができる理解で相違ないか。
2	第5条および第6条第1項第1号イ・ロ	大規模震災等による停電等の影響により対面でのICチップ読み取り機が利用できない場合であっても、犯収法施行規則第6条に規定する対面での本人確認はICチップ読み取りが必要であり、このような事態においては対面で完結する本人確認方法はない理解でよいか。また、大規模震災等の際には別途、震災特例のような形で特例が規定される可能性があるか。
3	第5条および第6条第1項第1号イ・ロ	顧客が運転免許証による対面での本人確認を希望したもの、暗証番号間違いによりロックがかかった場合、ICチップ読み取りができる、法令上の本人確認が完了できない。このような場合も犯収法第5条の規定する、「取引時確認に応じないとき」に該当する理解で相違ないか。
4	第6条第1項第1号イ	運転免許証については、マイナンバーカードや在留カードと異なり、ICチップ読み取りのための番号が記載されておらず一般にこの番号が利用者に覚えられていない現状がある。3回暗証番号を間違えるとロックが掛かる仕様となっており、今後ICチップ読み取りを法令上必要とした場合、ロックがかかる(ロックは警察署でしか解除できない)場面が多発する可能性が非常に高く、金融機関窓口で顧客が多大な不便を被るほか、警察署の業務を無闇にひっ迫させる可能性がある。免許センター等で「運転免許証を用いて特定事業者で本人確認しようとする場合は暗証番号2つが必要であるため必ず覚えておくこと、間違えた場合はロックがかかること」を免許取得者に周知徹底いただきたい。
5	第6条第1項第1号イ	運転免許証の暗証番号は暗証番号1(氏名、生年月日、免許種別)と暗証番号2(顔写真、本籍)がありそれぞれ読み取れる内容が異なる。改正案で読み取りが必要な「当該情報」は「氏名、住居、生年月日、写真」であり、運転免許証で満たそうとする場合は暗証番号1および2の両方が必要となる理解で相違ないか。
6	第6条第1項第1号イ	運転免許証の場合、ICチップ内で読み取れる情報が暗証番号を用いて取得できる情報と、暗証番号を用いずに取得できる情報の2種類あるが、券面の確認および暗証番号を用いずに取得できるICチップ内情報の組み合わせでも問題ない理解で良いか。
7	第6条第1項第1号イ	運転免許証の住所の変更手続きを行った場合、裏面に新住所が記載されるものの、ICチップには新住所が記載されないケースが考えられるが、この場合は表面の住所とICチップの住所が一致することを確認したうえで、裏面に新住所が記載されることをもって本人特定事項の確認が完了した理解でよいか。
8	第6条第1項第1号イ	在留カードの住所の変更手続きを行った場合、裏面に新住所が記載されるものの、ICチップには新住所の情報が記録されないこととなるが、この場合は表面の住所とICチップの住所が一致することを確認したうえで、裏面に新住所が記載されることをもって本人特定事項の確認が完了した理解でよいか。
9	第6条第1項第1号イ	改正案第6条第1項第1号イに記載のとおり、旅券のICチップには氏名、生年月日、写真の情報はあるが、「住居」の情報がない。このため、旅券の提示を受けた場合、住居の確認はどのように行えば良いか。 (旅券の提示を受けた場合、同条第2項に記載の補完書類の提示等により、「現在の住居」を確認することが必須との理解で良いか。)
10	規則第6条第1項第1号イ	ICチップが組み込まれた本人確認書類のICチップ情報の読み取り等を行う際、ICチップ不良や顧客等の暗証番号失念および機器やシステム不具合等によりICチップ情報の読み取りができない場合、改正案第6条第1項第1号ロ(1)に準じて本人特定事項の確認を行うことが許容される理解でよいか。

No.	項目	意見等
11	第6条第1項第1号イ	上記No.10の取扱いが認められない場合、金融機関窓口での預金口座開設の申込時等において、マイナンバーカードや運転免許証の暗証番号が分からぬ(またはロックされていて使えない)ケースが相当数発生することが想定される。 この場合、ICチップ情報の読み取りができないため、口座開設等をお断りする理解で良いか。 本件施行に伴う混乱を避けるため、金融機関窓口でのICチップ読み取りを省略し、代わりに取引関係文書を本人限定受取郵便で送付し、受取時にICチップ読み取りを行う(顧客は本人限定受取郵便の受取時までに照会・ロック解除等を行う)等、特例措置を検討いただけないか。
12	第6条第1項第1号イ	日本入国後に交付される在留カードについてはICチップ内の画像データに住所情報がないと理解(裏面に手書き)。この場合、イ方式での対応は可能か(ICチップ読み取りを行ったうえで裏面の住所情報を確認することで要件充足されるのか)。同様に、運転免許証に関する記載事項変更を行ったがICデータ未書換えの状況は相応にあると考えており、こちらについての取扱いも確認したい。
13	第6条第1項第1号イ	学生や単身赴任者等で住民票上住所と現住所が異なる場合、公共料金の領収証書等の補完書類の提示を受ける認識であるが、「ICチップが組み込まれた写真付き本人確認書類」のICチップ情報を読み取ったうえで、現住所は補完書類の提示を受けて確認する対応で問題ないか。左記が問題ない場合、加えて取引関係文書の転送不要郵便物の送付も必要になるか。
14	第6条第1項第1号イ	パスポートは「ICチップが組み込まれた写真付き本人確認書類」の認識であるが、ICチップに住居情報が組み込まれていないため、ICチップ情報を読み取ったうえで、偽造・改ざん対策が施された本人確認書類(住民票の写し等)またはICチップが組み込まれていない写真付き本人確認書類(身体障害者手帳等)を補完書類として提示を受ける取扱いは問題ないか。
15	第6条第1項第1号イ	パスポートのICチップ情報の読み取り装置の設置がなく読み取りができない場合においても、パスポートを「ICチップが組み込まれた写真付き本人確認書類」として取り扱うことはできるか。ICチップ情報の読み取りができない場合、「ICチップが組み込まれていない写真付き本人確認書類(身体障害者手帳等)」として取り扱い可能か。
16	第6条第1項第1号イ	当行では、運転免許証・在留カード等を対象に大手ベンダーの真贋判定ツールを導入している。当該ツールでは、ICチップ情報の読み取りに際し特定情報(例:運転免許証の場合は4桁暗証番号、在留カードの場合は在留カード番号)の入力をいただきこれにもとづく判定結果を画面に表示(○・×)する仕様となっている。本件施行後においても本ツールによる方法で本人確認書類の確認を行ったうえで規則第20条にもとづく確認記録を作成する対応で問題ないか。
17	第6条第1項第1号イ	当行のICチップ情報を読み取る真贋判定ツールの不具合によるICチップ情報の読み取りができない場合、原本の券面情報で受付し、後日、復旧後にICチップ情報を読み取る対応は認められるか。
18	規則第6条第1項第1号イ	ICチップ情報を読み取るための装置は、特定事業者が提供するものに限られず、顧客等が用意したものでも許容される理解でよいか。 ICチップの情報を読み取るための装置について顧客等が用意したもののが許容される場合、顧客等が本人確認書類およびICチップ情報を読み取るための装置を偽造するリスクが考えられるため、ICチップ情報を読み取るための装置は特定事業者が提供するものに限定し顧客等が用意した当該装置の利用を認めない取扱いは許容される理解でよいか。
19	第6条第1項第1号イ	運転経歴証明書にはICチップが内蔵されていないため、「特定半導体集積回路付き本人確認書類」に該当しない理解でよいか。
20	第6条第1項第1号イ 等	氏名変更や住所変更があった後、マイナンバーカードや運転免許証の情報を変更する前に、金融機関窓口で預金口座開設の申込み等を行うことが想定される。 顧客から申告を受けた新氏名とICチップから読み取った情報が相違した場合、口座開設等をお断りする理解で良いか。 また、新住所について、ICチップから読み取った情報と相違する場合でも、現在の住居が確認できる補完書類の提示等があれば、引き続き、手続きが可能理解で良いか。
21	第6条第1項第1号口	口方式で許容される本人確認書類について、本年5月に金融庁・警察庁から提示を受けた、「犯収法施行規則の本人確認方法に係る各規定の見直しの方針(案)」の備考欄に「提示を受ける書類を限定」とあるが、今後、具体的に明示いただきたい。 ※当該方針(案)注意書き「※3」において、「①ICチップがある写真なし本人確認書類(16歳未満の在留カード等)、②ICチップがない写真付き本人確認書類(身体障害者手帳等)、③偽造・改ざん対策が施された写真なし本人確認書類(住民票の写し等)に限る。」とあるが、当該本人確認書類以外も提示される予定はあるか。

No.	項目	意見等
22	第6条第1項第1号口	(1)に、「写真付き本人確認書類(特定半導体集積回路付き本人確認書類を除く。)」とあるが、特定半導体集積回路付きの写真付き本人確認書類であっても、当該特定半導体集積回路の読み取りができない場合には本項目における「写真付き本人確認書類(特定半導体集積回路付き本人確認書類を除く。)」とみなすことは可能か。具体的には、特定事業者で当該本人確認書類の特定半導体集積回路に対応する読み取り機能を用意していない場合、顧客等が持参した本人確認書類の特定半導体集積回路が破損している場合等を想定している。
23	第6条第1項第1号イ 第6条第2項	イ方式においては旅券(パスポート)も対象としているが、旅券には漢字氏名や住所の登録はないと理解。住所に関しては第6条第2項に記載のとおり、補完書類の受入れで対応する旨の言及あり。一方、漢字氏名については取決めなし。正確な本人確認を企図するのであれば、上記についても取決めが必要、あるいは旅券を対象から外すべきでないか。
24	第6条第1項第1号イ・ロ	今回の改正により、ICチップが組み込まれた本人確認書類については当該ICチップ情報の読み取り等を行うことが義務付けられることとなるが、特定事業者においてはICチップ情報を読み取るための機器導入やシステム開発等に相応の期間を要するため、施行日までに対応が完了しない可能性が考えられる。このような状況を踏まえ、経過措置期間の設定は検討されているか。
25	第6条第1項第1号イ・ロ	第7条に規定する本人確認書類には多数の例示のほか、口「イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、～当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの」と無数のものが存在する。法令を正しく履行するためにもこれらについて如何なる書類が「特定半導体集積回路付き本人確認書類」に該当するか可能な限り網羅的に教示いただきたい(少なくとも「イ」に規定されている書類のうち特定半導体集積回路付き本人確認書類に該当するものはどれか例示いただきたい)。例えば運転免許証のように表面にはICチップが内蔵されているか外見では判断できないため。
26	第6条第1項第1号イ・ロ	ICチップが組み込まれた写真付き本人確認書類に対して、ICチップを読み取った証跡をどこまで(情報の範囲)記録・保存する必要があるのか明示いただきたい。
27	第6条第1項第1号イ・ロ	改正案では、ICチップ内の情報を「映像面に表示させる方法」となっており、映像面に表示させる方法と券面情報を照合させる方法とはなっていない。よって本人確認において法律上最低限求められることはICチップが読み取れるか否かまであり、券面記載事項との照合確認までは法律上の義務として求められない理解で相違ないか。一方、照合まで求められる場合、例えば、住民票の氏名に外字が使用されている者は、氏名の外字部分が「●(黒丸)」と表示され得るところ、どのように照合を行うことによって本人確認を行うことができるか確認したい。
28	第6条第1項第1号イ・ロ	ICチップが組み込まれた本人確認書類による本人特定事項の確認方法について次の①～②のように整理しているところ、この理解でよい。 ①改正案第6条第1項第1号イに掲げる方法:顧客等の容貌、本人確認書類に記載されている本人特定事項および顔写真、映像面に表示させた情報、ならびに顧客が特定事業者に届け出る情報の一致を確認する。また、映像面には氏名、住居、生年月日および写真の情報がすべて表示される必要がある。 ②改正案第6条第1項第1号ロ(2)に掲げる方法:本人確認書類に記載されている本人特定事項、映像面に表示させた情報および顧客が特定事業者に届け出る情報の一致を確認する。また、映像面には氏名、住居、生年月日の情報がすべて表示される必要がある。
29	第6条第1項第1号全般	顔写真付き、ICチップ付きの本人確認資料についてはイ方式で対応するものと理解。当該本人確認資料において、顧客都合、事業者都合でICチップ読み取りができないケースが出てくることが考えられるが、この場合の対応について確認したい(今回の条文案だと代替できる方式がないように見受けられる)。 例:運転免許証を持参したが、顧客が暗証番号を失念したケース 事業者側のシステム障害等の理由により、ICチップ読み取りができないケース
30	第6条第1項第1号口 第7条第1号イ 第7条第1号ロ	改正案第6条第1項第1号ロ(1)に定めるICチップが組み込まれていない写真付き本人確認書類は、第7条第1号イに定める身体障害者手帳や第7条第1号ロに定める本人確認書類が該当し、改正前後で変更はない理解でよい。また、ICチップが組み込まれていない写真付き本人確認書類について、具体的に想定されているものがあればご教示いただきたい。
31	第6条第1項第1号口 第7条第1号ニ	第7条第1号ニに掲げる「印鑑登録証明書」、「戸籍の附票の写し」、「住民票の写し」及び「住民票の記載事項証明書」に類する書類であって、偽造を防止するための措置が講じられたものとしては、2025年6月24日公示のパブリックコメント回答No.30において「所得証明書」が挙げられているが、これら以外の偽造を防止するための措置が講じられたものとして、具体的にどのような書類が考えられるか。

No.	項目	意見等
32	第6条第1項第1号口 第6条第1項第1号ヲ 第6条第2項 第7条第1号ニ	<p>海外居住の日本国籍を有する顧客等との対面での本人特定事項の確認方法について次の①～③のように整理しているところ、この理解でよいか。</p> <p>①住所の記載がなくICチップにも住所の情報が記録されていない旅券と在外公館が発給する在留証明書の提示を受ける場合：改正案第6条第1項第1号ヲおよび改正案第6条第2項の適用が可能であり、取引関係文書を在留証明書に記載されている住居に宛てて送付する必要はない。</p> <p>②運転免許証等または個人番号カードと在外公館が発給する在留証明書の提示を受ける場合：改正案第6条第1項第1号ヲおよび改正案第6条第2項の適用が可能であり、取引関係文書を在留証明書に記載されている住居に宛てて送付する必要はない。</p> <p>③在外公館が発給する在留証明書の提示を受ける場合：在外公館が発給する在留証明書は第7条第1号ニに定める本人確認書類に該当するため、改正案第6条第1項第1号口(1)の適用が可能。</p> <p>上記①～③の確認方法がいずれも認められない場合、海外居住の日本国籍を有する者について対面での本人特定事項の確認方法がなくなると考えられることから、対面での本人特定事項の確認方法がなくなることのない措置を確保いただきたい。</p>
33	第6条第2項 第7条第1号ハ	第7条第1号ハに掲げるもののうち資格確認書や母子健康手帳等の半導体集積回路が組み込まれていないものは単独で本人確認書類として取り扱えない理解でよいか。この場合、たとえば住所の記載がなくICチップにも住所の情報が記録されていない旅券もしくは現在の住所が記載されていない運転免許証との組み合わせであれば、改正案第6条第2項の適用が可能である理解でよいか。
34	第12条第1項	今回の改正により、非居住外国人等に該当しない法人の代表者等の本人特定事項を対面で確認する場合、改正案第12条第1項の定めにしたがって確認を行うこととなる。この場合、自然人である顧客等と同様に、ICチップが組み込まれた本人確認書類については、当該本人確認書類の提示を受けるだけでなく、ICチップ情報の読み取りも必要となるのか。
35	第12条第1項	顧客等が法人の場合は、法人の本人特定事項の確認および代表者等が取引の任に当たっていることの確認を行っている。この点を踏まえれば、代表者等について自然人である顧客等と同じ本人特定事項の確認方法を適用する必要はないと考えられることから、非居住外国人等に該当しない法人代表者等の本人特定事項の確認を対面で行う場合はICチップ情報を読み取る必要がない方法を認めていただきたい。
36	第19条および第20条	<p>改正規則第19条の規定においては、対面においてICチップで読み取った情報について、確認記録として記録させるものではない理解で誤りないか。</p> <p>※改正案第6条第1項第1号イや第6条第1項第1号口(2)の確認方法を使用した場合に固有の確認記録の添付資料、確認記録の記録事項はない理解でよいか（半導体集積回路に記録された情報を読み取ったことや、顧客の申告と読み取った情報が一致していることを確認したことを確認記録に記録する必要はない理解でよいか）。</p>
37	第19条第1項第2号イ	上記No.36について、確認記録として記録する必要がある場合、「当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し」とあるが、確認記録作成時には、「特定半導体集積回路付き本人確認書類の写しを保存する」ことで、記録の作成条件を満たしている理解で良いか。
38	第19条および第20条	<p>上記No.36について、確認記録として記録する必要がある場合、</p> <p>①確認記録において、ICチップ情報の読み取り確認をした場合、時刻の記録が必要となるか（コピー添付した場合、時刻の記載は不要）。</p> <p>②口方式（1書類の提示+転送不要郵便）では、本人確認書類のコピー取得が必要か。</p> <p>また、これ以外に想定されている情報の記録、保存方法や確認方法の流れはどうなるのか。</p>
39	全般（施行規則改正前に 行った本人確認の取扱い）	犯収法施行規則改正前に取引時確認済とした顧客の「確認済の確認」はこれまでどおりの取扱いで良いか明示いただきたい。
40	全般（施行日）	施行日までの間に、全金融機関の窓口等にICチップ読み取り装置を配備することとなる。
		各システムベンダーや装置製造事業者の業務繁忙や部材不足等により、施行日までに全金融機関に行きわたらない事態が懸念される。このような事態を解消するため、施行日からの経過措置を設ける等の対応を検討できないか。

No.	項目	意見等
41	全般(対象となる本人確認書類)	マイナンバーカード以外のICチップがある本人確認書類は他にも運転免許証や在留カード等があるが、それぞれに対応する必要があるか。
42	全般(在留外国人の本人確認方法)	外国人の場合、顧客管理(国籍、在留資格、在留期限等)のため在留カード等を確認書類としているが、ICチップによる確認方法をマイナンバーカードのみ対応した場合、マイナンバーカード(ICチップ情報確認) + 在留カード(コピー)対応でよいか。
43	全般(ICチップがない本人確認書類の対象)	ICチップがない確認書類は、第7条に定められた書類(資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、母子健康手帳等)から変更はないか。偽造・改ざん対策が施された本人確認書類について、具体的に書類名を明示いただきたい。
44	全般(ICチップがない本人確認書類の偽造対策)	ICチップがない確認書類の偽造や取扱い増加があり得るが、これらの偽造対策を行う予定はあるか。

以 上